



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年2月1日木曜日 第1831号外2

◇ 目 次 ◇
訓 令

参与等設置規程の一部を改正する訓令..... 1

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般

参与等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年2月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

参与等設置規程の一部を改正する訓令

参与等設置規程(昭和60年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、愛媛県職員の職の設置規則(昭和48年愛媛県規則第24号)第6条の規定に基づき、<u>参与、特別参与及び知事補佐官</u>(以下「参与等」という。)の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>(知事補佐官)</p> <p>第4条 <u>県行政の重要課題について知事に意見を具申するとともに、知事の命ずる特定の事務を処理するため、知事補佐官を置く。</u></p> <p>2 <u>知事補佐官は、県行政について高い識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>知事補佐官は、知事の命を受けて第1項の事務を処理する。</u></p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、愛媛県職員の職の設置規則(昭和48年愛媛県規則第24号)第6条の規定に基づき、<u>参与及び特別参与</u> _____(以下「参与等」という。)の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。